

地域ユースプラザ 運営法人募集要項

横浜市では、令和8年度をもって現在の運営法人による運営期間（5か年）が満了する「よこはま東部ユースプラザ」および「よこはま西部ユースプラザ」について、次期（令和9～13年度）運営法人を募集します。

1 地域ユースプラザ事業の概要

(1) 地域ユースプラザとは

市内の方面別に4か所に設置しており、ひきこもり、不登校などの地域における青少年に関する総合相談や自立に向けた青少年の居場所を運営するほか、地域で青少年の支援活動を行っているNPO法人等の団体や区役所との連携を図り、地域に密着した活動を行うことを目的としています。

【参考】

- よこはま東部ユースプラザ（鶴見区鶴見中央3-23-8）
主な対象エリア：鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区
- よこはま西部ユースプラザ（旭区二俣川1-2）
主な対象エリア：保土ケ谷区、旭区、泉区、瀬谷区
- よこはま南部ユースプラザ（磯子区磯子3-4-23）
主な対象エリア：港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区
- よこはま北部ユースプラザ（都筑区茅ヶ崎中央11-3）
主な対象エリア：港北区、緑区、青葉区、都筑区

(2) 地域ユースプラザの活動内容

地域ユースプラザの基本的な活動内容は、次のとおりです。

ア 地域における青少年に関する総合相談

地域において青少年とその家族に関する相談に対応し、相談内容に応じ、問題解決に必要な支援を自ら行うほか、専門性が求められる相談について、ひきこもり総合支援・若者相談センターや若者サポートステーション※等の機関と連携し、適切な支援、サービス提供につなげます。

(ア) 電話相談

電話による相談を受け付け、必要に応じて来所相談につなげます。また、他機関紹介や引継ぎ、その他の情報提供を行います。

(イ) 来所相談

相談員による面接を行い、相談者が抱える課題の整理、目標の設定等を行います。また、居場所等の利用者に対する面接を行います。

(ウ) 家庭訪問

電話相談や来所相談の内容により、必要に応じて家庭訪問を行います。

※ 若者サポートステーション

青少年の職業的自立に向けて、総合相談をはじめ、ジョブトレーニングやキャリアカウンセリング等のプログラムを活用した継続的な支援を行っています。

イ 区役所における若者のための専門相談の実施

地域ユースプラザ職員（地域連携相談員）を対象エリアの区役所に定期的に派遣して、ひきこもり等の困難を抱える若者とその家族からの相談を受け付けます。（月 2 回、全区で実施）

ウ ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営

社会参加を目指す青少年が気軽に來ることができ、安心して過ごせる居場所を、週 5 日以上、1 日 6 時間以上提供します。

エ 社会体験・就労体験のプログラムの実施

地域でのボランティア体験やイベントへの参加による社会体験及び地域商店街等と連携した就労体験などを実施します。

オ 地域の関係支援機関・区役所との連携及び地域ネットワークづくり

対象エリアの地域で活動している N P O 法人や区役所などのネットワークを構築し、関係団体との連絡調整や地域の青少年支援活動情報を提供する等ネットワークの核として活動します。

カ 応援パートナーの養成・派遣

応援パートナーを養成し、地域ユースプラザや青少年施設での活動協力や応援パートナーの属する団体等での社会参加体験等の受入れ、地域ユースプラザへのつなぎ等の活動を支援します。

※ 応援パートナーとは

困難を抱える若者を地域で見守るために御協力いただく方です。

若者の置かれている現状を御理解いただいた上で、様々な活動に御協力いただきます。

活動内容としては、以下のとおりです。

- (ア) 地域ユースプラザ事業の活動協力
- (イ) 青少年施設等の活動協力
- (ウ) 応援パートナーの属する団体等での社会参加体験等の受入れ
- (エ) 支援につながっていない若者に対する、地域ユースプラザへのつなぎ

キ 広報活動及び啓発活動

地域ユースプラザ及びその実施事業等に関するウェブサイトやパンフレット等を作成し、事業の広報・啓発を行います。

ク ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施

支援につながっていない方が適切な支援につながるきっかけとなることを目的に、各区でセミナー・相談会を実施します。（各区 1 回以上）

ケ アンケート調査の実施

地域ユースプラザの利用者の意見を聞く機会として、毎年 11 月頃にアンケート調査を実施します。

コ その他青少年の自立支援として、横浜市が必要と認める事業の実施

(3) 地域ユースプラザ事業の対象者

- ア 原則として市内に居住するおおむね 15 歳から 39 歳の社会的自立が困難な青少年とその家族
- イ 原則として市内に居住する青少年の自立及び社会参加の支援活動を行う者（支援活動を始めようとする者を含む。）

(4) 地域ユースプラザ事業に係る基本事項

ア 実施日

事業は原則として、月曜日から土曜日の週 6 日実施するものとし、次の各号に掲げる日は休業日とします。

- (ア) 日曜日
- (イ) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (ウ) 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで
- (エ) 毎月第三月曜日（全体会議等実施のため）

イ 実施時間

原則として午前 11 時から午後 7 時まで

ウ 職員体制

- (ア) 事業の実施にあたり、必要かつ十分な相談・支援が可能となる体制を確保するため、週 6 日、常勤職員 3 名（※）と非常勤職員を合わせて 5 人程度を常時配置してください。なお、全体の職員人数は、特に指定しません。
- (イ) 責任者（施設長）は、常勤職員をもってあて、業務従事者を指揮監督してください。
- (ウ) 地域連携相談員は、社会福祉士、または精神保健福祉士や公認心理師の資格を有する常勤職員をもってあて、区役所におけるひきこもり等の専門相談や、地域の関係機関・区役所とのネットワークをつくるとともに、個別の相談内容に応じて関係機関と連携及び調整を行ってください。
- (エ) 利用者への心理的支援が特に必要となる場合がありますので、臨床心理士等の心理相談を担当する職員を配置してください。
- (オ) 利用者への精神医学的な助言、及び利用者への相談支援に関する職員等への精神医学的な助言及び研修を行うため、精神科医師を配置してください。（月 1 回、3 時間程度）
- (カ) 青少年自立支援に係る地域の人材を業務従事者として採用するよう努めてください。

※ 常勤職員とは、週 5 日以上、1 日 7 時間 30 分以上の勤務をする者としします。

エ 運営体制

- (ア) 保険の加入
 - ・施設を使用する運営法人側で、施設賠償責任保険に加入してください。

- ・ボランティアスタッフが参加する場合は、ボランティア保険加入の有無を確認し、必要に応じて、運営法人又は本人の負担によりボランティア保険に加入してください。
- (イ) 安全・衛生管理と緊急時の対応
- ・業務従事者に必要な健康診断を行い、利用者及び業務従事者の健康を害さないようにしてください。
 - ・実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保を図るとともに、財産等を保全してください。
 - ・実施施設の衛生管理に十分配慮し、食中毒の発生防止等、常に快適な利用ができる状態を保持してください。
 - ・災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施してください。
- (ロ) 事業評価及び検証
- ・事業の遂行にあたって、利用者及び市民等の意見の把握に努め、年1回以上、自己評価を行ってください。
- (ハ) 関係機関との連携
- ・ひきこもり総合支援・若者相談センターや若者サポートステーション、その他関係機関と、利用者の状況やニーズに応じた適切な紹介・引継ぎ、連絡会の開催等による情報共有等、連携を十分にとってください。
- (ニ) その他
- ・業務従事者に必要な研修を計画的に行い、その知識・技術の向上を図ってください。また、本市主催の研修会等の機会を積極的に活用してください。

オ 運営経費

運営に係る経費は会計年度ごとに横浜市が審査を行い、予算の範囲内で経費の一部を補助します。(金額は、予算状況等により、変動することがあります。)

【参考】

○地域ユースプラザ事業の補助額について

令和8年度予算では、東部ユースプラザの補助額は27,965千円、西部ユースプラザの補助額は27,915千円です。この中には、人件費、事務費(旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費等)、管理費(光熱水費、修繕費、保険料、施設管理委託料等)、事業費(居場所、社会体験・就労体験、会議開催費、広報費等)が含まれます。

各ユースプラザにおいて担当区数が異なるため、補助額27,715千円に加え、セミナー等の開催費で50,000円×担当区数に応じて補助しています。

なお、実施施設の賃借料については、横浜市が無償貸付をするため、補助経費には含まれません。

カ 利用者からの参加費の徴収

地域ユースプラザの利用料は、原則として無料とします。ただし、事前に横浜市と協議の上、必要と認められる範囲内で、利用料以外の実費負担を利用者に求めることができます。

キ 補助事業

地域ユースプラザは、事業を運営する法人へ補助する方法で実施しています(横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日規則第139号))。事業実施にあたっては、

地域ユースプラザ事業実施要綱等に基づき、事業を実施してください。

また、実施施設については、運営法人に対し無償貸付します。

ク 実施場所

【よこはま東部ユースプラザ】

(ア) 所在地 鶴見区鶴見中央 3－2 3－8

(イ) 延床面積 197.91 m²

【よこはま西部ユースプラザ】

(ア) 所在地 旭区二俣川 1－2 二宮ビル 3 階

(イ) 延床面積 179.38 m²

2 応募資格

応募資格は、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人であって、次の各号のすべてに該当する法人とします。

- (1) 原則として、子ども・青少年の育成、自立及び社会参加に向けた支援及びそれに類する活動を概ね2年以上実施していること。
- (2) 代表者もしくは役員が、以下の項目に該当しないこと
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと。

※本項目については、提出いただく「役員氏名等一覧表（様式Ⅰ－3）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと。
- (7) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要がある場合、その手続きを行っていること。
- (8) 会社更生法、民事再生法による更生・再生手続き中でないこと
- (9) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）。
- (10) 本事業の実施にあたり、安定的に管理することの可能なノウハウ・実施体制・管理運営に不可欠な資格等や、経営基盤等が確保されていること。

3 法人選定

(1) 運営法人選定の趣旨

地域ユースプラザが、その機能を効果的に発揮できるよう、運営法人には「青少年の社会参加や職業的自立に向けた支援をする資質、能力」及び「地域で活動しているNPO法人や区などと連携し、地域の青少年の自立支援の取組みを活性化する資質、能力」を求めます。

このため、運営法人の選定は、応募資格を満たす法人を広く公募し、その中から地域ユースプラザ運営を行う資質、能力を有し、適切な事業計画の提案のあった法人を選定することとします。

選定にあたっては、応募法人の提出する事業計画書の審査及び応募法人へのヒアリング等を通じて評価します。

(2) 選定の流れ

時 期	手続等
令和8年9月1日(火)	運営法人公募説明会
令和8年9月2日(水)～9月8日(火)	質疑の受付
令和8年9月11日(金)頃	質疑の回答
令和8年9月28日(月)～9月30日(水)	申請の受付
令和8年 11月※	法人プレゼンテーション、運営法人の選定にかかる検討会、選定評価委員会開催等
令和8年12月上旬	選定結果通知
令和9年1月～3月	業務の引継ぎ等

※日程については、申請法人に後日お知らせします。

(3) 公募説明会

事業の概要及び応募方法等に関する説明会を次のとおり開催します。当日は、本募集要項、申請書類等の公募資料は配布しませんので、横浜市ウェブページから資料を印刷のうえ、各自で御持参ください。

また、説明会では質疑応答を行いません。質疑がある場合は、(4)の質疑の受付期間内に質疑票を送付してください。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/ikusei/jiritsushien/youthplaza/youthplaza-kobo.html>

ア 開催日時

令和8年9月1日(火) 午前10時から11時まで

イ 開催場所

横浜市青少年育成センター 第2研修室
(横浜市中区住吉町4-42-1 関内ホール地下)

ウ 参加人数

各団体3名以内

エ 申込方法

団体名、住所・電話番号、参加者氏名(代表者)、参加人数を明記の上、こども青少年局青少年育成課に、電子メールでお申し込みください。

【メールアドレス】kd-ikusei@city.yokohama.lg.jp

(4) 質疑の受付及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

ア 質疑を行うことができる者

本要項中 2 の応募資格を満たす者としします。

イ 質疑の方法

質疑受付期間：令和 8 年 9 月 2 日(水)～9 月 8 日(火)まで

質疑の受付期間内に、電子メールで質疑票をこども青少年局青少年育成課に送付してください。

なお、来庁及び電話でのお問合せには応じかねますのであらかじめ御了承ください。

【メールアドレス】kd-ikusei@city.yokohama.lg.jp

ウ 回答

9 月 11 日(金)頃、横浜市ウェブページにおいて公表します。

質疑への回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとしします。

(5) 申請方法

下記により、申請書及び添付書類一式を提出場所まで直接御持参ください。

ア 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

イ 申請書類受付期間及び時間

令和 8 年 9 月 28 日(月)～9 月 30 日(水)まで

午前 9 時から 12 時まで及び午後 1 時から 4 時までの間、受け付けます。

※ 書類の確認にお時間をいただくことがあります。また、状況によりお待ちいただくことがありますので、必ず事前に「7 問い合わせ先」に記載されている担当者まで御連絡いただき、日程調整の上、お越しください。

ウ 提出場所

横浜市中区本町 6－50－10 横浜市役所 13 階 こども青少年局青少年育成課

エ 追加書類の提出

アの提出書類のほかに、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

オ 提出書類の著作権の帰属等

提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、提出された書類について情報公開請求があった場合は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

上記のほか、本市は必要な場合に提出書類の内容を無償で利用できるものとしします。

なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

カ 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。

キ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

ク その他留意事項

(ア) 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

(イ) 以下に該当する場合、その応募は無効とします。

- ・応募資格を有しないもの
- ・応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの
- ・審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

(ウ) 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。

(6) 選定方法

運営法人の選定にあたっては、次の選定基準に基づき、申請者の提出書類の内容等について評価します。市長は、運営法人選定にかかる検討会委員の意見を参考に、運営法人を決定します。

ア 選定基準

運営法人の選定については、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

- (ア) 事業の趣旨について理解し、業務の基準及び本要項に沿った適切な事業提案を行い、かつその提案に基づいた運営が可能であると認められる法人であること。
- (イ) 地域で活動しているNPO法人等や区などとのネットワークをつくり、関係団体との連絡調整や地域の青少年支援活動の情報を提供する等のネットワークの核としての活動ができる法人であること。
- (ウ) 思春期・青年期問題や青少年の社会参加及び職業的自立に向けた支援への取組ができ、今後も安定した運営が見込まれる法人であること。
- (エ) 今後、本市において青少年の自立支援等を目的とした事業に、連携・協力のできる法人であること。

イ 法人プレゼンテーション

応募法人から事業計画書に基づきプレゼンテーションを実施していただき、検討会委員及び選定評価委員会委員によるヒアリングを実施します。

ウ 選定にかかる検討会

運営法人の選定にあたっては、外部の委員で構成される検討会を設置し、意見を伺います。

(留意事項)

応募法人が検討会の委員であると認識し、委員に接触、連絡等をすることを禁じます。接触、連絡等の事実があり、選定に関して不正な行為があったと認められた場合には失格

とすることがあります。

エ 選定評価委員会

検討会開催後、市の職員で構成する選定評価委員会において、応募法人が提出した提案書及び法人プレゼンテーション、検討会の各委員の意見書を参考に、採点を行います。

オ 運営法人の選定

選定評価委員会の採点結果を参考に、市長が運営法人を選定します。

カ 選定結果通知

選定結果（選定又は非選定の結果）は、申請者全員に文書により通知します。通知の時期は、令和8年12月上旬頃を予定しています。

キ 選定結果公表

運営法人の選定後、選定状況の概要については、横浜市ウェブページにおいて公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/ikusei/jiritsushien/youthplaza/youthplaza-kobo.html>

4 選定の効力

運営を開始してから5年目の会計年度の末日（令和9～13年度（令和14年3月31日））までとします。この間、運営法人は会計年度ごとに補助金交付申請を行うことができ、毎年度交付申請書により事業目的及び内容の審査を行い、適正と認められる場合に補助金を交付します。

なお、本事業は補助事業として実施するものですが、本市の施策変更、制度改正、予算措置その他の事情により、運営期間中に事業実施方式を見直す場合があります。

事業実施方式の見直しに伴い、本市が必要と認める場合は、本公募に基づく選定の効力を終了し、新たに事業者選定を実施することがあります。

その他、運営期間中に、運営法人が次の事項に該当し、運営法人として適当でないと認める場合には、運営法人の選定を取り消し又は運営の停止を命じることがあります。

- 事業運営にあたって、横浜市との連携及び協力の姿勢がないとき
- 正当な理由なく、本市の指示に従わないとき
- 補助金の不正受給があったとき
- 事業実施中に利用者及び保護者等の信用を著しく失墜したとき
- その他運営法人として適当でないと市長が認めるとき

5 法人選定後の諸注意

(1) 補助金交付申請書類の提出、使用貸借契約の締結等

運営法人として選定された後は、補助金交付を申請することができます。申請する場合、必要書類を提出していただき、申請された事業計画及び補助所要額等について、横浜市が審査を行い、予算の範囲内で経費の一部を補助します。(令和9年4月以降に、各月の所要額を原則として前払いにより交付します。)

また、実施施設を運営法人に無償貸付するための手続きとして、公有財産等貸付申請書の提出及び使用貸借契約の締結が必要となります。

(2) 業務の引継ぎ等準備業務について

事業を開始するまでの期間(令和9年1月～3月)には、現運営法人(以下「現法人」という。)からの業務引継ぎ等、事業開始に必要な準備を行っていただきます。

また、引継ぎにあたっての個人情報の取扱い等については、市の指示に従い、適切に行っていただくものとします。

なお、準備業務にかかる人件費等の費用は、新法人が負担するものとし、横浜市は負担しません。

行っていただく業務は、概ね次のとおりです。

ア 現法人からの引継ぎ業務

イ 事業計画書等作成業務

ウ 横浜市子ども青少年局青少年育成課との連携・調整業務

(3) 実施施設の内装、設備について

実施施設は、現法人が内装、設備工事を施しています。この内装、設備は、横浜市から補助金を受けて施工したものであり、現法人が運営法人でなくなった場合には、新法人に引き継ぎます。新法人の事業実施にあたり、既存の内装、設備を改修する場合は、横浜市との調整の上、補助金総額の範囲内で(又は法人負担により)施工していただきます。

(4) 備品類について

運営法人が横浜市からの補助金により購入し、管理・使用している備品類は、新法人に引き継いで管理・使用していただきます。

(5) その他

運営法人は、運営期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の法人に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

6 個人情報の保護

事業実施にあたっては、多くの利用者の個人情報を取り扱うことになります。運営法人は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月条例第51号)及び個人情報取扱特記事項の規定に準拠し、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理(本人開示請求等)のために必要な措置を講じてください。

7 問い合わせ先

- ※ 本要項の内容等について質疑がある場合には、3 (4) に従い提出してください。
- ※ その他のお問い合わせは、下記までお願いします。

横浜市こども青少年局青少年育成課

〒231-0005 横浜市中区本町 6－50－10

電話：045-671-2324

電子メールアドレス：kd-ikusei@city.yokohama.lg.jp